（様式１）

山口市

報 道 資 料

令和８年１１月４日

１　件　　名	令和８年度介護保険料の算定誤りについて
２　日　　時	―
３　内　　容	令和８年度介護保険料の算定において、一部の被保険者の介護保険料を本来より過大に算定していたことが判明したため、次のとおり公表するものです。 （１）概要 令和７年度税制改正により、給与所得控除の最低保証額が 55 万円から 65 万円へ引き上げられましたが、令和８年度の介護保険料の算定については、この税制改正による影響が生じないよう、改正前の基準により算定する特例措置が設けられました。 この特例措置に対応するため、介護保険システムを改修し、令和８年度の介護保険料の算定を行いましたが、その後、システム改修を委託した業者からの報告により、所得計算における所得控除引き上げ額の取り扱いに誤りがあることが判明しました。 （２）対象者人数及び金額 ① 対象人数：１２人 ② 過大算定総額：１３８，８５２円 （３）本市の対応 対象の方については、個別に謝罪及び内容説明を行うとともに、還付または納付額の変更を行います。 （４）再発防止策 制度改正の内容を正確に把握し、委託業者と共有するとともに、算定過程、算定結果のチェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。
４　出 席 者	―
５　問い合わせ	健康福祉部　介護保険課　（担当：来栖、原田） ℡　０８３－９３４－２７９５